

令和8年6月通常会議
議案第76号

大津市附属機関設置条例の一部を 改正する条例の制定について

令和8年6月24日
都市計画部 公園緑地課

条例の改正理由及び 大津市緑の基本計画審議会の概要について

改正理由

第4次大津市緑の基本計画中間見直しのため、令和6年度に設置した「大津市緑の基本計画審議会」について、令和7年12月に第4次大津市緑の基本計画(中間見直し)を策定したことにより、審議会として調査審議を終えたことから、該当する項を削除する。

大津市緑の基本計画審議会の概要

名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者

新旧対照表

現行					改正案				
○大津市附属機関設置条例 平成 24 年 10 月 11 日 条例第 49 号 (設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。 別表(第 1 条、第 2 条関係)					○大津市附属機関設置条例 平成 24 年 10 月 11 日 条例第 49 号 (設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。 別表(第 1 条、第 2 条関係)				
附属機関の属する執行機関	名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成	附属機関の属する執行機関	名称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
	大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。	6 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者		大津市緑の基本計画審議会	都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を改定するために必要な事項を調査審議すること。	6 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者及び関係行政機関から選出された者